いじめ問題対策連絡協議会　議事要旨

１　日時

平成 31 年２月６日（水）午後３時 15 分～午後４時 45 分

２　場所

市立保健福祉センター５階　会議室１・２

３　出席者

⑴　委員（17 名中　　11 名出席・３名代理出席）

ア　杉本　こども部　部長　　会長

イ　津田　こどもを守る課　課課長　　副会長

ウ　福田　大阪府中央子ども家庭センター　相談対応第二課　課長

エ　山口　大阪法務局人権擁護部　第二課　係長（代理出席）

オ　宇治本　大阪府寝屋川警察署　生活安全課　少年係　係長

カ　楠　　市立第二中学校　校長（代理出席）

キ　笠谷　寝屋川市民生委員児童委員協議会　副会長

ク　羽根田　寝屋川地区人権擁護委員会　会長

ケ　五月女　寝屋川市社会福祉協議会　総務課長

コ　田伏　人・ふれあい部　次長　兼　人権文化課　課長

サ　西村　福祉部障害福祉課　課長

シ　山口　学校教育部教育指導課　課長

ス　山中　教育研修センター　係長（代理出席）

セ　川原　社会教育部青少年課　課長

⑵　欠席委員

ア　青山　寝屋川市医師会　副会長

イ　山崎　市立梅が丘小学校　校長

ウ　宮園　大阪府寝屋川保健所　所長

⑶　コーディネーター

中村　中村善彦法律事務所　弁護士

⑷　事務局

ア　辻　　こども部　次長　兼　こどもを守る課　課長

イ　岡本　こどもを守る課　係長

ウ　水谷　こどもを守る課

⑸　実務者

山地　教育指導課　係長

4　会議内容

⑴　会議の公開・非公開の決定

杉本会長より、本会議において、不開示情報を会議の資料又は議題とすることを予定していないため、原則として本会議を公開としてよいか提案があった。

この提案について、委員からの異議がなかったため、原則、公開とすることが決定された。

⑵　新任委員紹介

事務局（辻）より、寝屋川警察署生活安全課少年係係長の宇治本篤氏が、後任委員として新たに就任された旨の説明がなされた。

併せて、福祉部次長兼障害福祉課長の西村洋一氏が、後任委員として新たに就任された旨の説明がなされた。

⑶　講義

中村コーディネーターより、「いじめ重大事態が発生した場合の第三者委員会による調査」について、以下のような講義がなされた。

〔中村コーディネーター〕

いじめ重大事態が発生した場合の第三者委員会による調査について、以下の９点を説明する。

「１　どのような場合に第三者委員会による調査を行うのか」

第三者委員会は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）28 条に基づいた調査を実施し、「いじめ防止等のための基本的な方針（以下、「基本方針」という。)」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえた、有識者による公平性・中立性を確保した組織構成となっている。また、法 30 条に基づき、重大事態の発生時、学校は教育委員会を通じて当該地方公共団体の長に報告しなければならない。報告を受けた地方自治体の長が、当該重大事態への対処または再発防止の必要があると認めるときは、再

調査を実施することが出来る。

「２　第三者委員会を立ち上げるかどうかの判断」

法のうえでは、学校設置者・学校が判断することとなっているが、基本方針では、児童生徒・保護者から申し立てがあれば調査に当たることを求められるため、第三者委員会の立ち上げには迅速な判断が求められる。重大事態の発生から調査までに時間が経過すると、当事者の記憶が薄れるなど、十分な調査ができなくなることが懸念される。

「３　第三者委員会に求められること」

第三者委員会の本来の目的は、重大事態への対処と同種の事態の再発生防止である。これらの目的を達成するために、重大事態に係る事実を確定し、いじめ行為の重大事態発生への影響を判断し、学校の対応に問題はなかったか検討することが求められる。

「４　委員会の設置」

第三者委員会は、重大事態発生時に立ち上げることもあれば、既に設置されている委員会を活用することもある。寝屋川市では、教育委員会の附属機関として、寝屋川市いじめ問題対策委員会が設置されており、学校におけるいじめ防止対策の実効的実施を行うこと、重大事態及び同種の事態の発生の防止に資するため、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うことを目的としている。

「５　委員に求められる資質」

当事者及び保護者が調査や調査結果に不信感を持つことがないよう、第三者性、中立性、公平性を有した委員が求められる。また、いじめや思春期にある子どもの特性及び子ども間の人間関係について精通した、専門性が委員に求められている。

「６　第三者委員会による調査をめぐる諸問題」

調査対象の事実関係や、調査権限、ヒアリングの対象、調査担当者の構成、調査の時期、いじめの定義など、第三者委員会の調査に影響を及ぼす問題は多岐に渡る。特に、いじめの定義については、法２条において定義づけされているが、定義が広すぎるという見解がある。他市のある調査委員会の取組では、いじめの定義を限定的に解釈したケースも見られるが、限定的な解釈

によりいじめを否定すると、当事者から調査への納得を得られにくくなることが懸念される。

「７　事実認定のあり方」

重大事態に係る真実の解明は第三者委員会の目的の一つではあるが、調査の限界もあり、具体的内容の解明は難しい。第三者委員会の目的は重大事態の再発防止であり、責任追及等ではないことに留意する必要がある。

「８　調査結果の取り扱い」

法 28 条４項より、第三者委員会は調査結果を保護者へ説明する必要があるが、第三者委員会は学校設置者・学校の下に設けられた組織であるため、寝屋川市においては、同市個人情報保護条例が適用される。よって、保護者への説明及び調査結果に係る報告書の公表については、慎重な判断が必要である。

「９　法 30 条第２項に基づく地方自治体の長による再調査」

十分な調査が尽くされていない場合や、調査委員の人選の公平性・中立性に疑義がある場合、再調査が実施されることとなっており、現在、被害児童生徒や保護者からの再調査の申し立ては増加傾向にある。再調査の必要性については、調査報告を受けた地方自治体の長の裁量によるが、慎重に吟味すべきである。

⑷　いじめ防止対策等の取組に係る平成 30 年度実績（見込）について

事務局（辻）より、いじめ防止対策等の取組に係る平成 30 年度実績（見込）について、関係機関に報告が求められ、前回の会議における報告から、取組に追加又は変更があった関係機関の委員より、以下のような報告がなされた。

〔楠校長（市立第二中学校）〕

前回の会議で中村コーディネーターより紹介いただいた、弁護士によるいじめ予防出張授業について、校長会を通じて全校に周知し、寝屋川市内小中学校の中から、５校が出張授業を受講した。弁護士による授業ということもあり、児童生徒も真剣に聞いており、ロールプレイ等を通じていじめについて考える機会になったと認識している。今後も、いじめ予防に係る活動をしていければと思う。

〔津田委員〔こどもを守る課〕

こどもを守る課では、いじめ防止対策等の取組として、子ども及び保護者を対象とした、臨床心理士による相談を実施している。いじめについては、各学校に適宜対応していただいているが、いじめが原因で不登校傾向の子どもがいる場合、臨床心理士がカウンセリングを実施し、学校等と連携している。また、幼児期からの児童への啓発として、保護者を対象にリーフレットを配布している。小中学校の児童生徒に対しても、リーフレットやカードを配布し、相談窓口を周知している。電話相談の件数が昨年度から増加傾向にあることから、リーフレット等の配布は、いじめ防止の啓発に効果的であると考えている。

⑸　その他

事務局（辻）より、他の案件についての確認が行われたが、提案がなかったことから会議は終了し、散会となった。